

九州大学大学院理学研究院中央元素分析所元素分析受託規程

平成16年度九大規程第75号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 元年 9月30日
(令和元年度九大規程第85号)

第1条 九州大学大学院理学研究院中央元素分析所（以下「分析所」という。）が受託する元素分析については、この規程の定めるところによる。

第2条 分析所において受託する元素分析は、炭素元素、水素元素及び窒素元素の同時分析とする。

第3条 元素分析を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、所定の申込票に試料を添えて、理学研究院長（以下「研究院長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

第4条 前条の承認を得た依頼者は、分析料を所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の分析料は、還付しない。

第5条 分析料（再分析を依頼する場合の分析料を含む。）の額は、別表のとおりとする。

第6条 試料は、よく乾燥したもので、2ミリグラム程度を小容器に入れ、密栓して、提出しなければならない。ただし、水銀を含むもの、分析者に害を及ぼすようなもの及び取扱い上著しい困難が予想されるものは受付けない。

第7条 試料は、特別の場合のほか、これを返還しない。

2 分析後の残り試料を返還するときは、その費用は依頼者の負担とする。

第8条 分析が完了したときは、分析結果報告書を依頼者に交付する。

第9条 不可抗力によって生じた試料の損害に対しては、その責任を負わない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第28号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第79号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第60号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第85号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	本学が管理する経費による場合	左記以外の経費による場合
分析料（1回当たり）	1, 200円	3, 800円
乾燥料（30分当たり）	450円	1, 500円